

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

の一部の施行に伴い、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の規定を整備すること。

第二 この政令の施行日は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）とすること。

政令第二百六十六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条から第十八条までを削る。

第十九条第一項中「法」を「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第二十条を第二条とし、第二十一条を第三条とする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

（弁理士法施行令の一部改正）

第二条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「第十九条第三項」を「第一条第三項」に改める。

理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の規定を整備する必要があるからである。